

運 営 規 程

(河辺デイサービスセンターわかくさ)

社会福祉法人 一石会

認知症対応型河辺デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一石会が開設する認知症対応型河辺デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態または要支援状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定介護予防支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 河辺デイサービスセンターわかくさ
- 2 所在地 青梅市河辺町9丁目9-25

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者 生活相談員
看護職員
介護職員

通所介護従事者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 調理員

調理員は、利用者の昼食等を調理する。

5 運転手

運転手は、利用者の送迎を行う。

6 事務職員等

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後7時00分

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

月曜日～土曜日 サービス提供時間帯 午前9時00分から午後5時00分 定員 12人

(延長利用は午後5時00分から午後7時00分まで)

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターまたは利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用

者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介護

イ. 身体清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア. レクリエーション

イ. 音楽活動

ウ. 制作活動

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

- ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ. 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
- エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの連携等)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった認知症対応型通所介護計画または介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型通所介護計画または介護予防認知症対応型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画または介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規

程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定認知症型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割又は3割とする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業時間帯を越えて指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合の利用料、食材、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、青梅市とする。

(契約書の作成)

第13条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護従事者等は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定認知症対応型通所介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従事者に周知するとともに、避難訓練等を次のとおり行う。

防火責任者	管 理 者
防災訓練	年 12 回
避難・救出訓練	年 6 回
通報訓練	年 6 回

2 事業所は事業継続計画（感染症及び災害）を作成し、それに基づいた研修及び訓練を年1回実施するものとする。また、訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう日頃からの連携に努める。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 感染症または食中毒の発生、まん延を防ぐための対策委員会を開催し、職員には研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に行なうものとする。

4 感染症又は食中毒対策の指針を定め、利用者に感染症又は食中毒が発生した場合は、指針に従って迅速に対応するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第18条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ア. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する
 - イ. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ウ. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - エ. 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（身体拘束等の適正化の推進）

第20条 事業者は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（苦情処理）

第21条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 ハラスメントに関する担当者を定め、ハラスメント対策に努める。

（損害賠償）

第22条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
- 2 継続研修 年2回以上
- 3 センターは、この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人一石会と河辺デイサービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

平成19年 1月1日から施行する。

平成19年 2月15日 一部改正 (平成19年 4月 1日施行)

平成19年 3月29日 一部改正 (平成19年 4月 1日施行)

平成20年 5月24日 一部改正 (平成20年 7月 1日施行)

平成24年 3月31日 一部改正 (平成24年 4月 1日施行)

平成25年10月20日 一部改正 (平成25年12月 1日施行)

平成27年 3月28日 一部改正 (平成27年 4月 1日施行)

平成28年 9月 8日 一部改正 (平成27年 8月 1日施行)

平成30年 3月27日 一部改正 (平成30年 4月 1日施行)

2019年 9月24日 一部改正 (2019年10月 1日施行)

2024年 3月26日 一部改正 (2024年 4月 1日より施行)

介護区分		2時間以上3時間未満				3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満			
		利用料				利用料				利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	3882円	388円	777円	1165円	5880円	588円	1176円	1764円	6162円	616円	1233円	1849円
要介護2	1日につき	4271円	427円	855円	1282円	6465円	647円	1293円	1940円	6779円	678円	1356円	2034円
要介護3	1日につき	4666円	466円	933円	1400円	7071円	707円	1414円	2121円	7407円	741円	1481円	2222円
要介護4	1日につき	5055円	505円	1011円	1516円	7667円	767円	1533円	2300円	8025円	803円	1605円	2408円
要介護5	1日につき	5451円	545円	1090円	1635円	8252円	825円	1651円	2476円	8653円	866円	1731円	2596円
介護区分		5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満			
		利用料				利用料				利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	9292円	930円	1859円	2788円	9530円	953円	1906円	2859円	10765円	1077円	2153円	3230円
要介護2	1日につき	10288円	1029円	2058円	3087円	10548円	1055円	2110円	3165円	11934円	1193円	2387円	3580円
要介護3	1日につき	11263円	1127円	2253円	3379円	11544円	1154円	2309円	3463円	13104円	1311円	2621円	3931円
要介護4	1日につき	12259円	1226円	2452円	3678円	12573円	1257円	2515円	3772円	14284円	1428円	2857円	4285円
要介護5	1日につき	13266円	1326円	2653円	3980円	13602円	1360円	2721円	4081円	15454円	1546円	3091円	4636円

【その他の加減算】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
認知通所介護入浴介助加算 (I)	1日につき	40	433円	43円	86円	129円
認知通所介護科学的介護推進体制加算	1月につき	40	433円	43円	86円	129円
認知通所介護送迎減算	片道につき	-47	-509円	-50円	-101円	-152円
認知通所介護サービス提供体制加算 (I)	1日につき	22	238円	23円	47円	71円

職員処遇改善関係	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
介護職員等処遇改善加算 (I)	経験技能のある介護職員を一定割合以上配置し、キャリアパス要件の他、賃金改善、職場環境の所定要件を満たしている	介護報酬総単位数×18.1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

注1) 介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

【その他の利用料】

食費	朝食代500円/食 昼食代750円/食 夕食代700円/食 おやつ代50円
おむつ代	100円/枚 ※持ち込み可
宿泊代	2500円/泊
キャンセル料	800円/日
上記費用については、利用者負担は実費相当額	

介護区分		2時間以上3時間未満				3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満			
		利用料				利用料				利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	1回につき	3390円	339円	678円	1017円	5144円	515円	1029円	1544円	5382円	538円	1076円	1615円
要支援2	1回につき	3759円	376円	752円	1128円	5696円	570円	1139円	1709円	5967円	597円	1194円	1790円
介護区分		5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満			
		利用料				利用料				利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	1回につき	8025円	803円	1605円	2408円	8230円	823円	1646円	2469円	9324円	932円	1865円	2797円
要支援2	1回につき	8967円	897円	1794円	2690円	9216円	922円	1843円	2765円	10407円	1041円	2081円	3122円

【その他の加減算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
認知通所介護人浴介助加算(I)	1日につき	40	433円	43円	86円	129円
予認通所介護科学的介護推進体制加算	1月につき	40	433円	43円	86円	129円
予認通所介護送迎減算	片道につき	-47	-509円	-50円	-101円	-152円
予認通所介護サービス提供体制加算(I)	1日につき	22	238円	23円	47円	71円

職員処遇改善関係	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
介護職員等処遇改善加算(I)	経験技能のある介護職員を一定割合以上配置し、キャリアパス要件の他、賃金改善、職場環境の所定要件を満たしている	介護報酬総単位数×18.1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

注1) 介護職員等処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

【その他の利用料】

食費	朝食代500円/食 昼食代750円/食 夕食代700円/食 おやつ代50円
おむつ代	100円/枚 ※持ち込み可
宿泊代	2500円/泊
キャンセル料	800円/日
上記費用については、利用者負担は実費相当額	